

1 自己評価の考え方

【ガイドライン上の自己評価に関する規定】 (新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン 12 (評価の実施について))

モデル事業実施団体は事業終了後、事業に係る成果をとりまとめ、自己評価を行い、報告書を提出する。

なお運営委員会は、当報告書について第三者評価を行う。第三者評価の結果は、市民に公表し、また国に報告する。

【自己評価の具体的な流れ】

モデル事業実施団体は、下記「2 自己評価の方法」に基づき自己評価する。運営委員会は、当自己評価に対し、評価を行う。

2 自己評価の方法

モデル事業実施団体は、(1) 評価項目の 自己採点を行い、その様に採点した理由、具体的な実施内容等 (300 字以内) を報告する。
また、その採点合計 (25 点満点) を、(3) 総合ランク表に当てはめて、総合ランク (S~D) を決定し、総評 (500 字以内) を報告する。

(1) 評価項目

| No | 評価項目 | 考え方 |
|----|-------------------|--|
| 1 | 成果目標 | 成果目標が達成されているか。 (「成果目標及び評価」に記載した目標の達成状況) |
| 2 | 市民性 | 地域の中で同意が得られ、そして多くの市民が参加し、評価された事業か。 1 |
| 3 | 波及効果 | 事業成果の波及効果が高い事業か。 (他の行政、NPO等に対して参考となる内容か) |
| 4 | 継続性 | 事業終了後も継続される事業か。 2 (成果を次につなげるための、平成 25 年度以降の継続に向けた取り組み計画が立案されているか) |
| 5 | マルチステークスホルダー・プロセス | 多様な担い手が、真に協働し、その特性を生かした事業が遂行されていたか。 |

(2) 自己採点基準 (5 項目 × 5 点 = 25 点満点)

| 採点基準 | 点数 |
|------------------|-----|
| 特に優れた成果が得られた | 5 点 |
| 優れた成果が得られた | 4 点 |
| 一定の成果が得られた (基準点) | 3 点 |
| 限定的であるが成果が得られた | 2 点 |
| 成果が得られなかった | 1 点 |

(3) 総合ランク表

| 合計点 | ランク |
|------------------------------|-----|
| 21 点 ~ 25 点 (17 点 ~ 20 点) | S |
| 16 点 ~ 20 点 (13 点 ~ 16 点) | A |
| 11 点 ~ 15 点 (9 点 ~ 12 点) | B |
| 6 点 ~ 10 点 (5 点 ~ 8 点) | C |
| 5 点 (4 点) | D |

- 1 NPO 等支援重点化枠の場合、'市民' を 'NPO 等' と読み替える。
2 震災支援枠では、継続性は要件でないため、評価対象外とする。
そのため総合ランクは表項目『合計点』のカッコ内点数を使用する。